

平成25年2月

お客様各位

滋賀県信用組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

当組合は、中小企業・個人事業者や勤労者など地域のお客様のための金融機関として、お客様のお役に立てるよう、また皆様にご満足いただけるよう努めております。

中小企業金融円滑化法は、今年の3月31日に期限を迎えますが、当組合は同法の期限到来後においても、従来どおり金融円滑化のための基本方針に基づき、柔軟に対応することに変わりはありません。

これからもお客様に対して、貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談等に迅速かつ適切にお応えすることができるよう、努めてまいります。

記

お客様からの資金に関する相談やご融資条件の変更等のお申込みに対しては、お客様のご事情をきめ細かく把握したうえで、その解決に努めてまいります。

中小企業のお客様とのご融資条件の変更等のご相談にあたっては、これまで以上に、お客様と膝をつき合せて改善策を見出し、最善のご提案ができるよう関係する他の金融機関と連携を図りながら、使命感を持って、積極的に取組みます。

お客様の経営改善・事業再生の取組みを促進するために、滋賀県中小企業再生支援協議会等の外部機関や専門家を積極的に活用するなど、コンサルティング機能の質を一層高めていくよう努めてまいります。

なお、お客様の金融円滑化に対するご相談は、本部又は各営業店窓口でお受けしております。

以上

【お問い合わせ窓口】

滋賀県信用組合 審査部 金融円滑化推進室

電話番号：0748-62-4118

受付時間：当組合営業日の9:00～17:00